

浦安市エンゼルヘルプサービス事業の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月27日

浦安市長

浦安市規則第55号

浦安市エンゼルヘルプサービス事業の実施に関する規則の一部を
改正する規則

浦安市エンゼルヘルプサービス事業の実施に関する規則（平成11年規則第62号）の一部を次のように改正する。

第10条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、多胎児（1回の多胎妊娠により出産した2人以上の児童であって、小学校就学の始期に達するまでのもの）のいる世帯についての手数料は、浦安市手数料条例第5条第1項の規定により、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を減額する。

- (1) 多胎児が3歳未満の場合 4分の3を乗じた額
- (2) 多胎児が3歳以上の場合 2分の1を乗じた額

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和3年8月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の浦安市エンゼルヘルプサービス事業の実施に関する規則の規定は、施行日以後の利用に係る手数料について適用し、施行日前の利用に係る手数料については、なお従前の例による。